地方独立行政法人東京都立病院機構　東京都立墨東病院

インターンシップ（薬学生実習生受入れ）実施要綱

令和６年３月２２日決定

（要綱の目的）

第１　この要綱は、地方独立行政法人東京都立病院機構　東京都立墨東病院（以下「墨東病院」という。）が行うインターンシップ（薬学生実習生受入れ）制度に関して基本的な事項について定める。

（インターンシップの目的）

第２　墨東病院は、学生に対する墨東病院における就業体験やコーオプ教育の機会を与えることにより、職業意識の向上や薬学生が薬学に対する理解を深めることを目的として墨東病院インターンシップ制度を実施する。

（薬学生実習生の受入れ手続等）

第３　薬学生は、墨東病院において実習を希望するときは、墨東病院薬剤科長（以下「薬剤科長」という。）に対して、申請により実習の申込みを行うものとする。

２ 薬剤科長は、薬学生から実習の申込みがあったときは、墨東病院の行う業務に支障がないことに留意して受入れの可否を決定し、薬学生に通知する。

３　前項の規定に基づく決定を行う際は、薬剤科長は、実習の受入れ先となる墨東病院の各診療科責任部医長及び各部門責任者に協議するものとする。

（報酬等）

第４　墨東病院は、実習の受入れを決定した薬学生（以下「薬学生実習生」という。）に対して別途定める報酬等を支給する。

（実習の証明）

第５　墨東病院は、教育機関が、薬学生実習生の実習内容等について証明を求めたときはこれを行うものとする。

（薬学生実習生の服務）

第６　薬学生実習生は、教育機関の学生としての身分を保有する。

２　薬学生実習生は、墨東病院職員の指示に従い、実習時間中は実習に専念しなければならない。

３　薬学生実習生は、墨東病院の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

４　薬学生実習生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、実習を終えた後も同様とする。

５　薬学生実習生は、要綱の規定を遵守するため、墨東病院に対して、別記様式１により誓約書を事前に提出しなければならない。

６　墨東病院は、薬学生実習生が前４項の規定に反する行為を行ったときは、薬学生実習生の実習を中止することができる。この場合、墨東病院は教育機関にその旨通知するものとする。

（実習中における事故責任等）

第７　薬学生実習生は、法令の定めるところにより、労災保険が適応となる。

２　薬学生実習生が、故意又は過失により第６の３又は４の規定に反する行為を行ったときは、教育機関及び薬学生実習生は、これにより墨東病院及び被害を受けた第三者に対して連帯して責任を負わなければならない。

（その他別に定める事項）

第８　この要綱に定めるもののほか、墨東病院インターンシップに関して必要な事項は、別途定める。

附則　この要綱は決定の日より施行する。

別記様式１

誓約書

年　　月　　日

　地方独立行政法人東京都立病院機構

東京都立墨東病院　薬剤科長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　教育機関名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（学校・学部・学科）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　　名

　私は、地方独立行政法人東京都立病院機構　東京都立墨東病院（以下「墨東病院」という。）においてインターンシップの実習を受けるに当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

１　墨東病院職員の指示に従い、実習期間中は実習に専念します。

２　実習期間中は、墨東病院職員が遵守すべき法令、条例等を遵守します。

３　墨東病院の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為を行いません。

４　実習上知り得た秘密を漏らすことはいたしません。また、個人情報の取扱いについては、次の事項を遵守します。なお、実習終了後も同様といたします。

（１）この実習に関して知り得た個人情報を実習以外に使用し、又は第三者に引き渡すことはいたしません。また、個人情報を使用する場所についても墨東病院職員の指示によることとします。

（２）墨東病院職員の指示又は承諾があるときを除き、この実習を行うために墨東病院から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製することはいたしません。

５　実習の成果として論文等を外部に発表しようとする場合は、事前に墨東病院薬剤科長の承認を得ることとします。

６（１）故意又は過失により墨東病院に損害を与えたときは、その損害を賠償します。

（２）第三者に与えた損害についても、責任の一切を負うこととします。

　（３）第三者に与えた損害等により、墨東病院が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、墨東病院が被った損害の補填をします。